

議案第 8 1 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の制定について

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別
紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は亀山市教育

委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 84 号）に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児入所支援又は措置（同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和

25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの

(4)生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの

(5)地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの

(6)児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

(7)住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であつて規則で定めるもの

(8)児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であつて規則で定めるもの